

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）高木地区）を行うことについて令和2年1月14日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和2年1月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

令和2年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造